

公 告

契約担当官

航空自衛隊第83航空隊

会計隊長 半田 深粋

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件 名 (24)立木せん定等役務
 - (2) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
 - (3) 履行期間 平成24年9月13日～平成24年11月20日
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成24年9月13日(木) 13時30分
5. 参加資格
 - (1) 全省庁統一資格「役務の提供等」D級以上の資格を有する者。
 - (2) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は平成24年9月12日(水)までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、平成24年9月12日(水)までに必ず航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に資格決定通知書の写しを提出し、入札書類等を受領すること。
 - (3) 入札時に代理人によって応札される業者は、委任状を提出すること。
 - (4) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 野中 まで。

電話番号 098-857-1191 内線3532・3533

航空自衛隊那覇基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
製品番号		仕様書番号	
品名	(24) 立木せん定等役務	那基LPS-24-123	
		承認	平成24年8月22日
		作成	平成24年8月22日
		改正	
		作成部隊	第83航空隊
1 総則 本仕様書は、航空自衛隊那覇基地における立木せん定等役務について規定する。 2 履行場所 航空自衛隊那覇基地 3 役務の内容 別図1～2に示す樹木のせん定等 4 数量 (1) 樹木整姿工(せん定) ア モクマオウ(高木)せん定本数 482本 イ キョウチクトウ(基準 樹高:3.5m、幹周:15cm～30cm、本数:10～15本)せん定株数 115株 ウ ベンジャミン(基準 樹高:3.5m、幹周:80cm)せん定本数 4本 (2) 支障木処理工(伐採) モクマオウ(高木)伐採本数 2本 5 一般管理事項 (1) 本役務は、本仕様書により履行するものとする。 (2) 仕様書に明記されていない事項もしくは、疑義を生じた場合は監督官と協議し、その指示に従うものとする。 (3) 入出門及び車両運行等基地内での行動は、基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。 (4) 契約相手方は、現場責任者を定め監督官に届け出る。また、現場責任者を変更した場合も同様とする。 (5) 現場責任者は、作業担当者以上の経験、知識及び技能を有するものとする。なお、現場責任者は作業担当者を兼ねることが出来る。 (6) 現場責任者は作業安全に留意し、災害、火災及び盗難等の事故防止に万全を期するものとする。			

(7) 基地内の在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、万一、不注意により損傷を与えた場合は、契約相手方の負担において原形に復旧するものとする。

(8) 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で指定期日までに提出するものとする。

6 役務仕様

(1) モクマオウせん定は、別図2に示すせん定標準形を基準とし、丸く見映えよく刈り込む他、胴吹き枝は除去するものとする。

(2) キョウチクトウせん定は、別図2に示すせん定標準形を基準とし、樹高は1.5 mとし、両側面は全体を通して見映えよく刈り込む他、胴吹き枝は除去するものとする。

(3) 支障木の伐採にあたっては、切株をできるだけ地際(地表面)より処置するものとする。

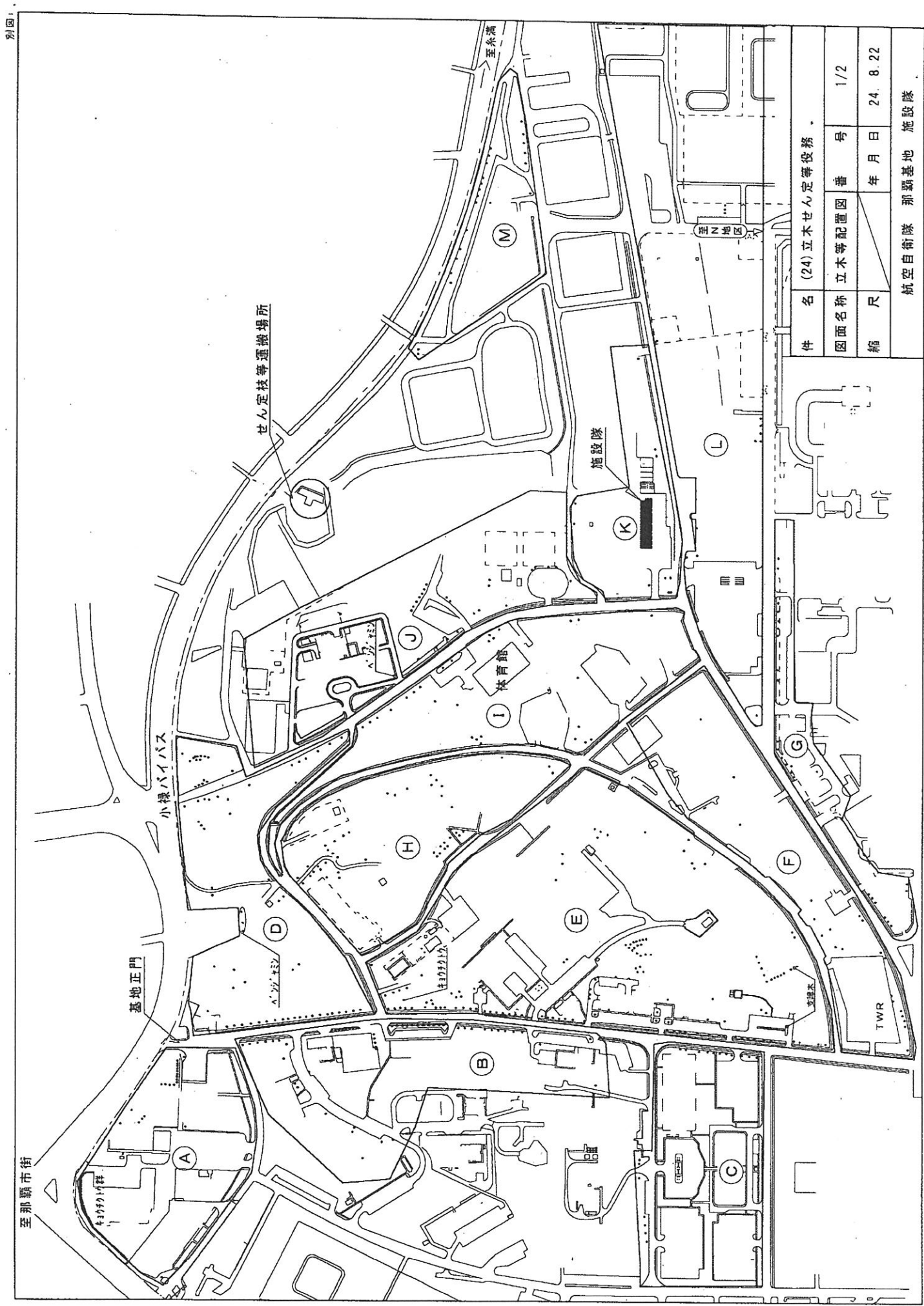
(4) ベンジャミンせん定は、枯枝、弱小枝、病虫害枝、支障枝、危険枝、及び樹冠、樹形、生育上不必要な枝をせん定し外観を見映えよく整えるものとする。

(5) 伐採した樹木は枝払いし、1 m以内の長さに切断した後、監督官の指定した場所に集積するものとする。

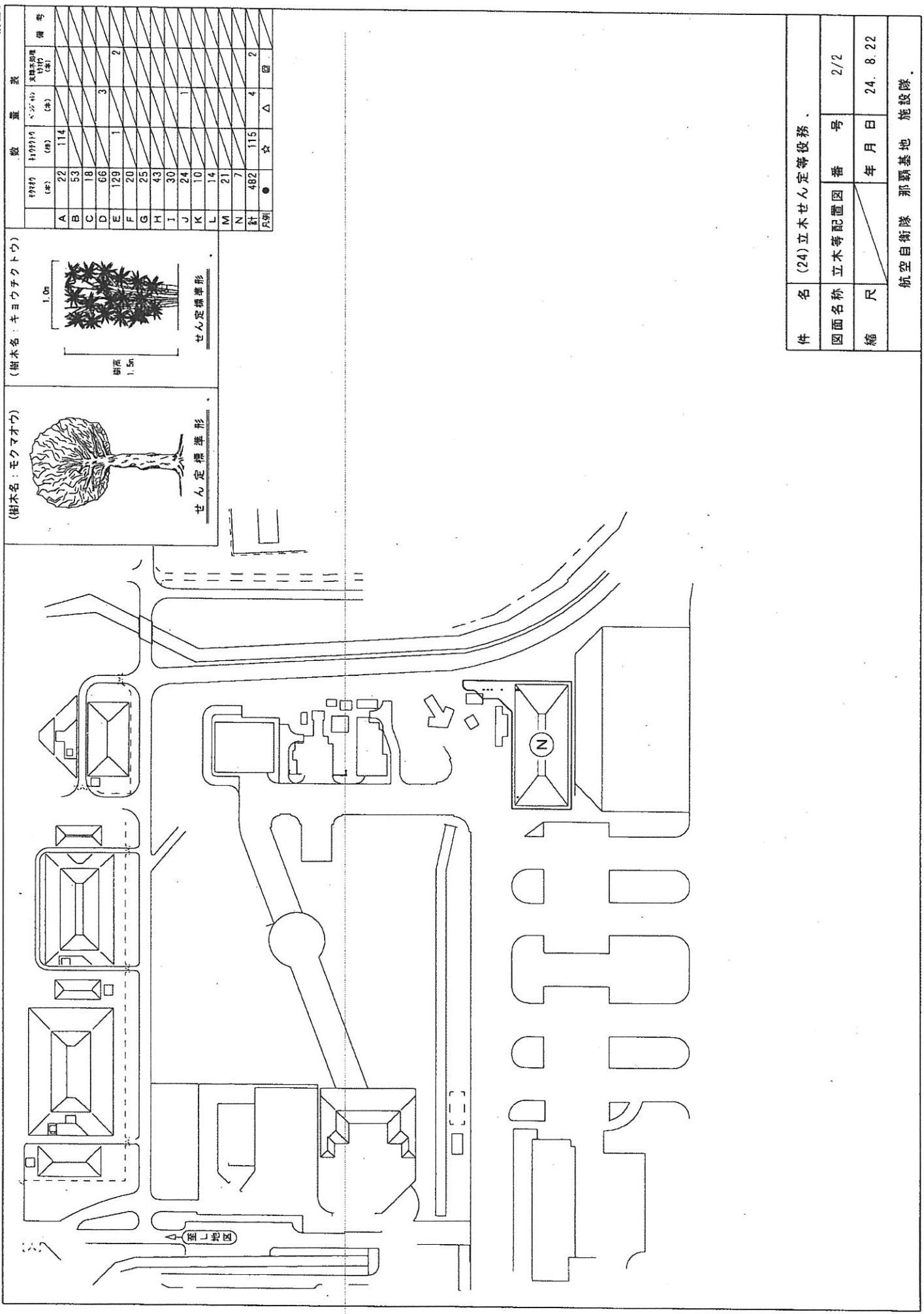
(6) せん定した枝等は飛散防止に努め、万一、飛散した場合は速やかに、交通の支障をきたすことのないよう処理するものとする。

(7) せん定した枝等で長いものは、1 m以内に切断するものとする。

(8) せん定した枝等は、別図1に示す場所にまとめて集積することとする。



件名	(24) 立木せん定等役務		
図面名称	立木等配置図	番号	1/2
縮尺		年月日	24. 8. 22
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			



件名	(24)立木せん定等役務		
図面名称	立木等配置図	番 号	2/2
縮 尺			年 月 日 24. 8. 22
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			